

第百七十四号議案

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都消防関係手数料条例（平成十二年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。
別表二十の項イ中「六千五百円」を「六千六百円」に改め、同項ロ中「四千五百円」を「四千六百円」に改め、同項ハ中「三千六百円」を「三千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。